

消防団アプリ導入事業仕様書

1 目的

本事業は、消防職団員が「スマートフォンにインストールできるクラウド型のアプリケーション又はスマートフォンを介して利用できるクラウド型アプリケーション」(以下「アプリ」という。)を利用し、消防団の各種庶務業務(事務連絡、出動報告等)及び災害支援業務(出動指令の通知、災害情報共有等)を行うことで、消防職団員の業務負担軽減及び災害対応における質の向上を図ることを目的とする。

2 基本事項

(1) 事業概要

当市消防職団員に対してアプリのサービスを提供し、所定の期間、安定的な運用を行う。

(2) 適用範囲

本仕様書は、委託者が受託者に委託する本業務に適用する。

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

なお、当該アプリの本運用開始日は令和7年10月1日とし、運用開始前3か月程度の試行運用期間を設けるものとする。

(4) 導入範囲

ア 岡山市消防団員(最大4,660アカウント)

イ 岡山市消防職員(最大50アカウント)

(5) 業務担当

岡山市消防局消防総務部消防企画総務課消防団係 岡崎、浮田

電話：086-234-9973

e-mail：shoubou_dan@city.okayama.lg.jp

(6) 協議

ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。

イ 委託者において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をさせることがある。この場合の変更について、契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更により必要となる工期は、委託者及び受託者で協議のうえ定めるものとする。

ウ 委託者は、作業責任者、主任技術者及びその他の従事者(業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。)について、業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者がいるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(7) 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施に当たり、日本国において適用される法令及び関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

ア 岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）

イ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

ウ その他の関係法令

(8) 品質管理・保証等

受託者は、本業務を遂行するに当たり、適切な品質管理の実施及び品質の保証を行うとともに、必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(9) 再委託の制限

ア 受託者は、委託の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託の一部を委任し、又は下請負させるときは、相手方の名称その他委託者が必要と認める事項をあらかじめ委託者に対して通知しなければならない。

ウ 受託者は、委託の一部を委任し、又は下請負させるときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について、相手方と約定しなければならない、かつ、相手方の行為についてすべての責任を負うものとする。

エ 受託者は、委託の全部又は一部を委託者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

オ 受託者が委託の一部を委任し、又は下請負させる場合において、当該受任者又は下請負者について、委託業務の履行に著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して書面によりその事由を明示して、変更を求めることができるものとする。

(10) 秘密の保持

ア 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

イ 受託者は、業務の遂行に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

ウ 受託者は業務上知り得た個人情報を保護するため、委託者と「個人情報の保護に関する法律」に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

エ 受託者は、本業務において「岡山市情報セキュリティポリシー」における機密性 3 の情報資産※を取扱う全ての従事者（下請負先等も含む。）の所属、氏名、作業内容、取扱う情報資産を書面で本市に報告すること。また、システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告をすること。

※「機密性 3 の情報資産」とは、「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 号に規定

する個人情報、法令又は条例の定めにより守秘義務を課せられている行政情報（前述の個人情報を除く）、法人その他の団体に関する行政情報で漏えいすることにより当該団体の利益を害するおそれのあるもの、漏えいした場合、行政に対する信頼を著しく失墜するおそれのある行政情報、情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報のこと。

(11) 損害の賠償

本業務の遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

(12) 貸与資料

ア 受託者が本業務を実施するうえで必要となる資料のうち委託者が提供することが可能な資料は、委託者が受託者に貸与するものとする。貸与可能な資料は、両者の協議により定めることとする。また、貸与は作業責任者又は主任技術者が受けるものとする。

イ 貸与された資料は、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した関係書類は、作業終了後若しくは契約を解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合、委託者に返還しなければならない。また、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど、委託者の指示に従った処置を行うこと。

(13) その他

ア 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、電子メール、又は書面により委託者に提出し確認を行うことができることとする。

イ 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。なお、事故内容によっては、外部機関への報告及び公表の対象となる場合がある。

ウ 受託者は、本業務が委託者からの委託を受けた業務であることを認識し、委託者の信頼を失墜させることのないよう本業務を実施すること。

エ 受託者は、委託者が情報セキュリティに関連する調査、監査等に対応する場合には対応を行うこと。

3 機能要件

(1) 基本機能

ア スマートフォンでアプリの操作ができること。また、PCを利用して、アプリの管理又はアカウントの管理ができること。

イ スマートフォンへのプッシュ通知（又はプッシュ通知に類する機能）を有すること。

ウ 本アプリ又はPCから団員の活動事案を作成できること。

エ 各種消防団活動に関する報告が団員のスマートフォンから作成、閲覧、編集、削除が行えること。

オ 前述エに関する報告内容については、日時（開始及び終了時刻が団員別に入力でき

ること)、場所、出動種別、備考欄が含まれており、出動種別については、当市が指定する種別が設定できること。

カ 本アプリを利用できない団員（スマートフォン非保持者等）の前述エに関する報告については、他の団員が代理で報告ができること。

キ 消防団員のアカウント新規登録の際、一括登録機能を有すること。

ク 退団した消防団員のアカウントを無効にできること。

(2) 消防団庶務機能

ア 管理画面から消防団員に対して、任意のタイミングで情報を配信できること。

イ 管理画面から消防団員に対して、PDF ファイルの送付が可能であること。

ウ PDF ファイルについては、10MB のファイル添付が可能であること。

エ 情報の配信先については、分団単位（※別添「岡山市消防団組織図」参照）又は個人を任意で選択できること。

(3) 災害対応支援機能

ア 本市指令システムをもとに送信される災害メール（テキスト形式）を受信することにより、事案を自動作成し、出動対象分団（又は団員）に災害地点の情報伝達を行うこと。

イ 前述アの災害地点情報は、災害メール本文にある緯度経度情報（世界測地系 10 進数）から読み取る方式であること。

ウ 災害出動の参集状況が確認できること、またはそれに類する機能を有すること。

エ 前述アの事案をもとに出動報告が作成できること。

オ 災害地点周辺の水利状況が確認できること。

※水利情報のデータについては、委託者が準備する。

(4) その他

ア 出動報告のデータについては、CSV データ出力ができること。なお、出力データについては、出動日時、場所、種別、備考、出動団員名、出動団員別の出動開始時間及び終了時間が抽出できること。

イ 出動データについては、過去 1 年間閲覧又は必要に応じて委託者に対して提供ができること。

4 非機能要件

(1) クラウド型で機能要件を満たしたシステムを提供すること。

(2) サービス期間中における、ソフトウェアの保守管理及びアップデート費用は、受注者又はシステム提供者の負担で行うものとする。

(3) 将来において、委託者及び消防団の配置再編成等により、分団名称、出動種別等に変更が生じた場合は、委託者の要望に基づき、設定変更で対応できること。

(4) サービス期間中に、第三者の特許権侵害の申し立て等によりサービスの提供継続が困難となるおそれが生じた場合には、当該アプリの利用ができない事態の発生を回避するために必要な措置を講じること。

(5) 動作保証

ア スマートフォンは、iPhone 又は Android を対応機種とし、最新から最新の2世代前までのOS (iOS、Android) を動作保証とすること。

イ PCは Chrome 又は Edge 又は Safari の最新から最新の2世代前を動作保証とすること。

(6) 委託者が開催するアプリ利用説明会（運用開始前3か月において実施するもので、最大10回開催予定）において、可能な範囲で参加し、当局職員と協議のうえ、必要な補助を行うこと。

5 セキュリティ

(1) 要件

受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に関する「ISO/IEC27001」認証又は個人情報の保護体制に対する第三者認証制度「プライバシーマーク」の認証を受けていること。

また、システム（又はクラウドサービス上のデータベース）は、クラウドサービスセキュリティに関する「ISO/IEC27017」認証を受けていること、もしくは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度「ISMAP」のクラウドサービスリストに登録されていること。

(2) セキュリティ監視

セキュリティ監視要件については、以下の要件を満たすこと。

監視対象	監視要件	内容
システム セキュリティ	不正侵入検知	ネットワーク上のトラフィックを監視し、不正侵入検知を行うこと。 不正侵入の兆候を検知した時には、適切な対策を講じること。
	不正改ざん検知	サーバ上のファイルの改ざん検知を行うこと。 改ざん検知時には、修復もしくは代替ファイルへの移行を行うこと。
	マルウェア対策	随時、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなど）チェックを行い、マルウェアの感染を未然に防ぐこと。

6 運用管理

本業務に当たり、受託者は、以下の運用管理を適切に実施すること。

(1) 稼働時間

本サービスの稼働時間は、原則 24 時間 365 日とするが、システムのアップデート等によりシステムを停止する場合は、事前に当局担当者に情報の提供を行うこと。

また十分な冗長性、耐障害性により、大規模災害発生時にもおいても、利用者の各キャリアの通信回線が正常稼働しない状況やインフラに深刻な障害が発生する等のやむを得ない状

況を除き、システムが利用可能であること。

(2) サーバ

サーバの設置場所は国内に限定されていること。

(3) データ管理

運用データについては、定期的にバックアップを行い、適切に管理すること。

データ管理項目	データの管理方法	内容
バックアップ	定期バックアップの実施	障害時の回復に対してバックアップ手法を定めること。バックアップツールやジョブ管理ツール等を導入し、定期的にバックアップ（最低月次）を行うこと。
リストア		想定される障害について、あらかじめバックアップ媒体からのリカバリー方法を決定しておくこと。

(4) 障害管理

障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策について、以下のとおり実施すること。

障害管理の方法	内容
障害対応ルールの策定	障害対応マニュアルを定め、運用すること。 障害が発生した場合の緊急連絡体制を確立すること。
障害発生時の初動	障害発生時には迅速に（障害知得から最遅で24時間以内）関係者へ連絡を行うこと。 障害の一次切り分けを実施すること。
障害対応	障害対応の報告を行うこと。 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(5) 保守管理

システムの契約期間中にわたって安定的運用を図るため、以下の保守管理方法を満たすこと。

保守管理の方法	内容
ソフトウェア保守	契約内容に基づき、ソフトウェアの機能改善や変更を行うこと。 ソフトウェア運用に伴うデータベース領域の整備等の作業を実施すること。
セキュリティ保守	セキュリティパッチ適用など定期的なセキュリティ保守を実施すること。

7 支払方法

月額払いとし、受託者は、請求書を翌月 15 日までに委託者に提出するものとする。

8 次期システムへの移行（データ抽出・移行支援）

（1）データ抽出

本契約の期間終了後、さらに「次のシステム」に移行することが想定されるため、受託者は、「次のシステム」で利用するための移行データを抽出し、本市に提供すること。

この移行データは、データベースから抽出した状態で提供することを想定し、受託者において、エラーチェック、データ加工等を行う必要はないが、詳細は協議の上で決定するものとする。

また、その際には、受託者の負担と責任において、「次のシステム」の受託者が滞りなく業務を実施できるよう、移行データに関する説明資料を提供し、本市及び「次のシステム」の受託者からの求めに応じて、説明を行うこと。

（2）移行支援

前項のデータ抽出に加え、「次のシステム」への移行支援として、以下の作業を想定している。なお作業詳細については、委託者、受託者協議の上決定するものとする。

ア システム切替に係る計画及び切戻しに係る計画に対する、現行ベンダーの立場からの助言の要請

イ 本番切替作業時の待機の要請

ウ 切戻し作業発生時の緊急作業の要請等

9 データ消去

システム上で保管していたデータは、システム消去の際に全て消去すること。

また、データ消去した旨の証明書を提出すること。

10 その他

（1）新たにシステム構築が必要な場合、受託者は、システム構築にかかる金額と月額利用料について内訳が分かるように、速やかに契約金内訳書（任意様式）を提出すること。

（2）システム構築が必要な場合は、当局の職員を対象とした操作説明会を 1 回以上実施すること。

（3）本システムの運用に必要なマニュアルを提供すること。

（4）広報のために使用可能な素材（図、絵柄等）を電子データで提供すること。